

## 豊橋市監査公表第 15 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

平成 31 年 2 月 28 日

豊橋市監査委員	大須賀 俊 裕
同	木 藤 守 人
同	市 原 享 吾
同	松 崎 正 尚

### 随時監査の結果について

#### 第 1 監査の対象

部 局 名	:	上下水道局 水道管路課
工 事 名	:	配水管布設工事 (幹線 1)
工事場所	:	豊橋市南牛川一丁目地内ほか
契約金額	:	351,000,000 円
受 注 者	:	青山建設株式会社
契約年月日	:	平成 30 年 9 月 27 日
工 期	:	平成 30 年 9 月 28 日～平成 31 年 9 月 30 日
工事概要	:	総布設延長 L=426m DIP-PN $\phi$ 800 L=371m DIP-NS $\phi$ 800 L=25m 鋼管 $\phi$ 800 L=5m HPPE $\phi$ 50 L=25m 空気弁 $\phi$ 100 1基 バルブ $\phi$ 50 3基 推進工 $\phi$ 1000 L=363m 立坑工 一式 付帯工 一式 仮設工 一式

## 第2 監査の期間

平成30年12月11日～平成31年1月17日

## 第3 監査の方法

本工事については、平成30年度に施工している工事の中から抽出し、工事請負契約書等関係書類の提出を求め、計画、調査、設計、積算、施工、管理、監督、検査等が、適正かつ効率的に実施されているかどうかについて、担当課より説明を聴取し、書類調査及び現地調査を実施した。

なお、技術士による技術調査も併せて実施した。

## 第4 監査の結果

本工事は、内閣府が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定により、水道管路の被害予測調査を行い、その結果に基づき、多米配水場から市内中心部へ配水している中央幹線の更新及び耐震化を図るものである。工事全般について監査の結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

## 意見

### 1 設計図面の表記について

設計図において、「鞘管内断面図」に参考図との表記があるが、参考となるのは本管位置固定のための方法のみであり、また、指定すべき間詰材のエアミルクの表示が欠落していたので、設計図面の作成にあたっては適切な表記に努められたい。

### 2 積算について

仮設電力料の積算において、発動発電機賃料の供用日を1.2日とした根拠が不明確であるため整理されたい。

### 3 施工計画書について

施工箇所が地下深くの管路布設作業となることから、洪水時の雨水流入による重大災害を想定し、地震・悪天候時における中止基準を設定するよう指導されたい。

### 4 環境への配慮について

立坑内からの薬液注入箇所周辺の排水について、特記仕様書に基づき排水計画を早期に立案するよう指導されたい。

## 5 労働者に対する安全管理について

薬液注入工事において、リスクアセスメントの対象となる化学物質を含んだ材料を2種類使用していたが、作業所での実施を確認できなかったため、労働安全衛生法に基づき適切に実施するよう指導されたい。